

令和元年度 第11回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

令和元年度第11回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年2月27日 14時00分	場 所	わくわくセンター (農村環境改善センター)
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	書 記 寺西 修 書 記 久保 彰浩 書 記 奥原 芽衣		
議事録 署名委員	1 下河内 昭博 8 清水 正子		
提出議題	議事  議案第 54 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 55 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 56 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 57 号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項  ・農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について ・活動記録簿の提出について ・来年度の農業委員会総会の開催予定日について		

## 令和元年度第11回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和元年度第11回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 寒くなったり、暑くなったりしている今日この頃ですね。最近はコロナウイルスが流行りだして、いろいろな会議を中止にしないと、という流れになっています。今回は皆さんに集まっていただきましたので、審議をしていきたいと思えます。

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては1番の下河内委員と8番の清水委員を指名させていただきます。なお書記に、寺西書記、奥原書記、久保書記を指名いたします。

### 3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1。贈与人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、109㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、278㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「現在耕作中の農地に近いため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適当であると思えます。ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思えます。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号2。贈与人、●●●●。住所、兵庫県伊丹市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、148㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、531㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、234㎡。  
申請理由は受贈人は「現在も当該地の管理を依頼されており、耕作を継続するため、受贈する」ということでした。  
以上のことから、この申請は適当であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号3。譲渡人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町切串\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、546㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「オリーブ栽培の拡大のため譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適当であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の山田です。この農地は、2月19日に、事務局の寺西さん、そして推進委員の島本さんと3名で確認しております。せっかくなので、写真のほうを見てもらえますか。写真の方は少し雑草が生えているのですが、この草を刈ればオリーブを植えることができると思います。ですので、この申請のとおり許可したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、3番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。  
以上で3条の審議を終わりました。議案第55号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明願います。

寺西書記 番号1。申請人、●●●●。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、171㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、105㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、102㎡。

申請理由は、「相続により当該農地及びその農地に建築している家屋を取得したが、登記申請に際し当該地が農地であることが判明したため、適正な地目に変更し、残りは庭として使用するため、顛末書を添えて申請する」ということでした。

木造住宅二棟、136㎡の物件が建築されています。残りは庭として使うんですが、全体的に農地として使わないということですので、全体として地目を変更のための申請となっております。

ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。以上で4条の審議を終わりました。議案第56号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。譲渡人、●●●●。住所、廿日市市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町秋月\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,026㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「業務上の建設資材置き場を建築するため譲り受ける」ということでした。波形鉄板による仕切りの後、資材置き場として使用予定です。  
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件については、私が見に行きました。もともと、企業があそこ周辺で土木の事業をしていて、その現状が残っている状態でした。それをまた使いたいということですので、この場所はもう農地に戻らないと思います。申請内容の通りですので、よろしくをお願いします。  
他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号2。譲渡人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町切串\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、165㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「(仮称)切串交流プラザを建設する予定であるが、建築基準法上の接道基準を満たす必要があるため当該地を譲り受ける」ということでした。  
ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この案件について、事務局の寺西さん、推進委員の島本さん、そして私の3名で農地に行って、確認に行っております。この農地は、皆さんもご存じだと思いますが、病院の前の土地になります。ここの周辺は病院の跡地だったのですが、そこが交流プラザになるということで、道路に入るために必要だということで、江田島市が買われるということだと思います。この案件については事務局の言われる通りだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号3。譲渡人、●●●●。住所、奈良県香芝市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、106㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「土地建物を一括して購入するため譲り受ける」ということでした。  
木造二階建ての家屋の一部が今回申請の農地の上に建築されております。ご審議をお願いします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この3番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号4。貸人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。■●●■。住所、東広島市\_\_\_\_\_。◆◆◆◆。住所、広島市\_\_\_\_\_。借人、△△△△。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町美能\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,372 m<sup>2</sup>。  
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。  
パネル328枚 発電量49.5kWの設備を設置予定です。賃貸借期間20年間です。  
なお、本案件は令和元年11月の総会において転用の取り消し申請がありました。また、1月の総会において申請人のうち、貸人の死亡により審議を行わなかった案件の改めての申請となります。  
ご審議をお願いします。

議長 この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前田委員 沖美町高祖の前田です。ただいま事務局からご説明があったように、2度3度と事情が変わった案件でして、このたびまた申請が出られています。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この4番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。以上で5条の審議を終わりました。議案第57号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。現況地目、田。面積、531 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町\_\_\_\_\_、●●●●分。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、能美町\_\_\_\_\_、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、花卉。始期、令和2年3月1日。終期、令和7年12月31日。借賃、年



2,000円。借賃の支払い方法、毎年4月30日までに現金で支払う。期間は5年10ヵ月です。新規の案件です。

番号2、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。現況地目、田。面積、834㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町\_\_\_\_\_、●●●●分。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、能美町\_\_\_\_\_、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、花卉。始期、令和2年3月1日。終期、令和7年12月31日。借賃、年2,000円。借賃の支払い方法、毎年4月30日までに現金で支払う。期間は5年10ヵ月です。新規の案件です。

番号3、利用権を設定する農用地、所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、257㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。能美町\_\_\_\_\_、■ ■ ■ ■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市\_\_\_\_\_、◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和2年3月1日。終期、令和12年12月31日。借賃、なし。借賃の支払い方法、なし。期間は10年10ヵ月です。新規の案件です。

番号4、利用権を設定する農用地、所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、767㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。能美町\_\_\_\_\_、■ ■ ■ ■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市\_\_\_\_\_、◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和2年3月1日。終期、令和12年12月31日。借賃、なし。借賃の支払い方法、なし。期間は10年10ヵ月です。新規の案件です。

番号5、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、386㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。広島市\_\_\_\_\_、△△△△。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、沖美町\_\_\_\_\_、□□□□。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、令和2年3月1日。終期、令和12年12月31日。借賃、年3,000円。借賃の支払い方法、口座振り込み。期間は10年10ヵ月です。新規の案件です。

番号6、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、357㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。呉市\_\_\_\_\_、◇◇◇◇。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、沖美町\_\_\_\_\_、□□□□。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、令和2年3月1日。終期、令和12年12月31日。借賃、年3,000円。借賃の支払い方法、口座振り込み。期間は10年10ヵ月です。新規の案件です。

番号7、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、357㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。安芸郡熊野町\_\_\_\_\_、◎◎◎◎。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、沖美町\_\_\_\_\_、□□□□。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、令和2年3月1日。終期、令和12年12月31日。借賃、年3,000円。借賃の支払い方法、口座振り込み。期間は10年10ヵ月です。新規の案件です。以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。何か、ありますか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いという事ですので、決定とします。

#### 5 協 議 事 項

議長 以上で農用地利用集積計画の決定についてを終わりました、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記

- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について
- ・ 活動記録簿の提出について
- ・ 来年度の農業委員会総会の開催予定日について

#### 6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。